

豊橋市火災予防条例等を改正し

林野火災警報・注意報の発令を開始します！



令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災を受けて、消防庁では「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされました。このことを踏まえ、豊橋市火災予防条例等を一部改正し令和8年4月1日から「林野火災注意報・林野火災警報」の運用を開始します。

■ 主な改正内容

1. 気象の状況が林野火災の予防上必要な場合、林野火災注意報・林野火災警報を発し、火の使用の制限対象となる区域を指定
2. 林野火災注意報発令中は、対象区域内では火の使用の制限に努めること
3. 林野火災警報の発令中は、対象区域内では火の使用の制限に従わなければならないこと
4. たき火については、届出が必要であることを明確化

■ 発令対象期間 1月から5月まで

■ 対象区域 「森林」の範囲 及び「森林」から周囲1キロメートルの範囲
※別添「林野火災注意報・林野火災警報の対象となる区域」参照

■ 林野火災注意報・警報発令指標

	林野火災注意報	林野火災警報
発令指標	前3日間の合計降雨量が1mm以下 ＋ 前30日間の合計降雨量が30mm以下、 又は乾燥注意報が発表 ※当日に降水（降雪）が見込まれる場合はこの限りでない。	林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合
内容	屋外での火の使用等について注意喚起	屋外での火の使用等の制限（禁止） ※罰則あり（30万円以下の罰金又は拘留）

■ 周知方法 消防車による巡回広報、豊橋ほっとメール等を活用

■ 条例施行日 令和8年4月1日

【問合せ先】

消防本部予防課 課長補佐 齊藤 昇 ☎0532-51-3123

